



【節約術】
これだけで大丈夫！
サラリーマンが確定申告で得する2つ

林健太郎
林FP事務所

サラリーマンが確定申告で得をする方法

全体構成

1. そもそも確定申告で得するの??
2. 医療費控除
 - 従来の医療費控除
 - セルフメディケーション税制
3. 株式投資の損失繰越
 - FXも可能
 - 仮想通貨は別
4. その他注意点やレアケースについて
 - ふるさと納税
 - 住宅ローン控除
 - 年末調整

そもそも確定申告で得するの？

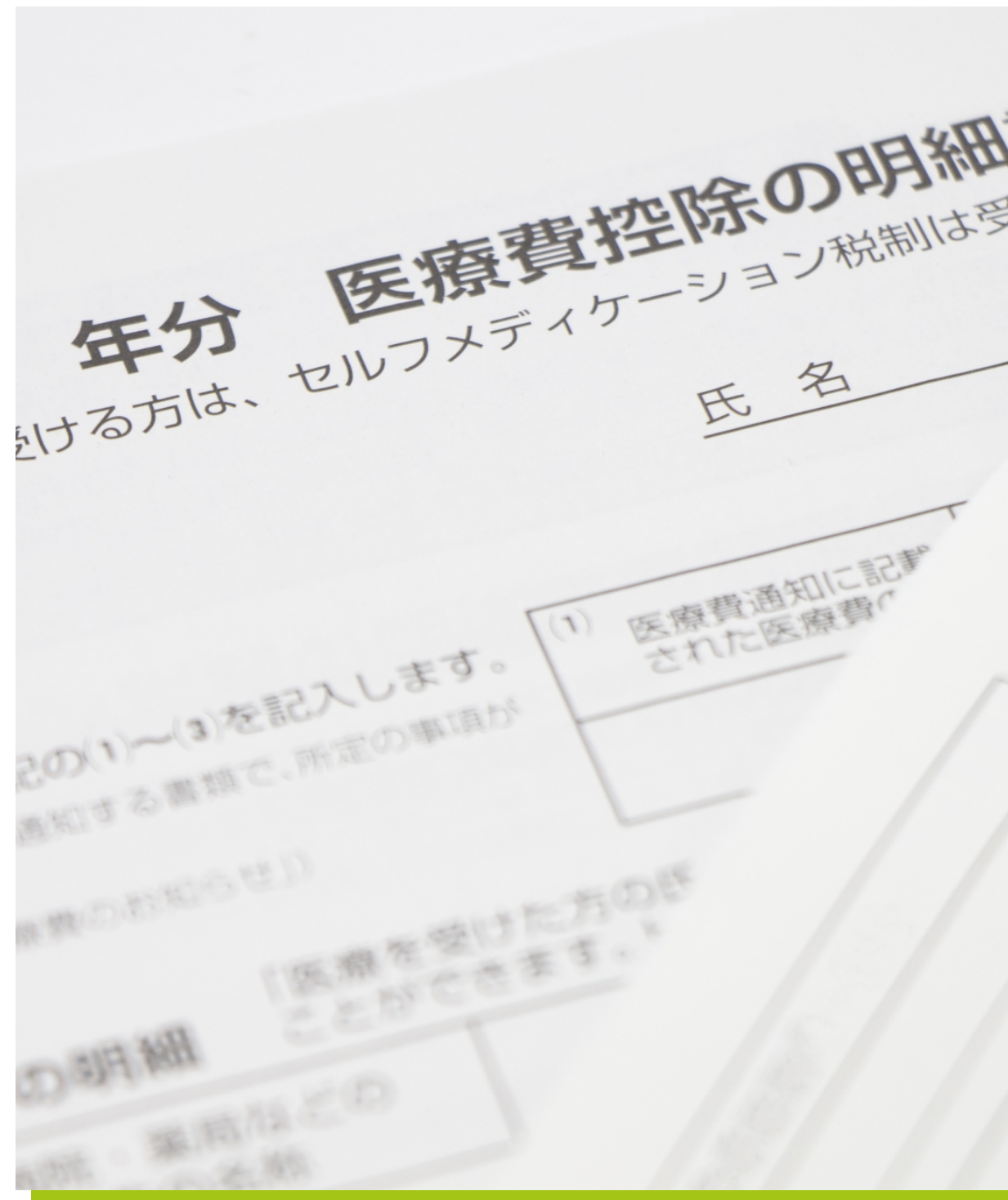
■ 税金の還付はインパクトが大きい

- 税率40%なら、10万円の控除で4万円の手取りと同じ効果
- 同じ税率として収入に換算すると、約67,000円の収入に匹敵
- 実際には社保料もあるので4万円の手取り効果はそれ以上

■ 税金の仕組みを知る→マネーリテラシーが向上する

- マネーリテラシー向上が、お金を生み出す源
- 税金はその入口としてお勧め
- すぐにマネーリテラシーの効果は現れにくいですが、税還付なら節約しながら楽しむことができる

その1 医療費控除



■ 従来の医療費控除

- 10万円を超える額で、かつ200万円まで
- 所得200万円未満の場合は、所得の5%を超える額、かつ200万円まで
- 医療保険等で給付された金額は対象外
- 原則は「医療費控除の明細書」を添付して申告→自作は面倒なので、「確定申告書等作成コーナー」で作るのがお勧め→後ほど

■ セルフメディケーション税制

- 2021年末までの期間限定制度
- セルフメディケーション税制対象医薬品（スイッチOTC医薬品）
- 12,000円を超える額で、かつ88,000円まで（購入金額10万円まで、と覚えればOK）
- 健康診断が必要など、多少要件あり（サラリーマンはほぼOKと思う）

その2 株式等の損失繰越



- 株式やFX取引で損失が出た場合、3年間繰越しできる
 - 年間取引報告書
- 株式とFXの損益通算はできない
 - 株式は株式、FXはFX同士で損益通算する
 - 株式による損益は「株式等の譲渡所得」
 - FXによる損益は「先物取引の雑所得」、「申告分離課税」
 - FXは利益でも原則確定申告→必要経費分は減らせる（セミナー、書籍、新聞、通信費等）
- 仮想通貨は損失繰越できない
 - 仮想通貨は雑所得だが、総合課税の対象
- 確定申告書の自作は面倒。お勧めは「確定申告書等作成コーナー」
 - <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

その他気をつけること

■ ふるさと納税をしている

- 確定申告をすると「ワンストップ特例」が使えなくなるので、確定申告で「寄附金控除」を記入するのを忘れずに

■ その他突発的なものやレアケース

- 住宅ローン控除→確定申告必要
- 年末調整後に発生した控除（出産含め、家族の異動など）→お勤めの人事総務課にも相談

サラリーマンが確定申告で得をする方法

まとめ

1. そもそも確定申告で得するの??
2. 医療費控除
 - 従来の医療費控除
 - セルフメディケーション税制
3. 株式投資の損失繰越
 - FXも可能
 - 仮想通貨は別
4. その他注意点やレアケースについて
 - ふるさと納税のワンストップ特例
 - 住宅ローン控除
 - 年末調整
5. 税制は毎年少しずつ変わります！
 - 継続的に学んでください
6. 個別の税金相談等は、お近くの税務署または税理士など、税務の専門家まで！

プロが教える資産形成の入門書 無料プレゼント中！



詳しくはこちら



<https://xn--vck0b9h632vz0vb.jp/presentpdf>

林健太郎
林FP事務所